

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第1準備書面

2024（令和6）年8月19日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

原告は、答弁書に対し、次のとおり認否及び反論を行う。略称は従前の例に従う。

第1 被告の主張に対する認否及び反論

1 「第3 被告の主張（その1・請求の趣旨第1項関係）」に対する認否及び反論

(1) 「1 被告の主張の骨子」

被告の機関が原告を除名処分したことは認め、その余は争う。

(2) 「2 袴田事件最判決は現在でも判例変更の必要はないこと」

ア 「(1)袴田事件最高裁判決の要旨」

認める。

イ 「(2)袴田事件最高裁判決が政党に自律権を認めた要旨」

否認ないし争う。

憲法は、政党に特別の地位を与えていないのであるから、憲法上の自律権が認められている地方議会よりも、その自律性を尊重する理由はない。

(3) 「3 原告の請求は却下されるべきであること」

争う。

被告は、原告の請求のすべてを却下すべきであると主張するようであるが、共産党袴田最判を前提としても、本件損害賠償請求は、司法審査の対象になる。また、同最判は変更されるべきであるから、本件確認請求も司法審査の対象となる。

(4) 「4 最高裁においても、袴田事件最高裁判決の先例的価値を認めていること」

被告主張の事実のうち、第3段落及び第4段落記載の事実は認め、第5段落ないし第11段落記載の事実のうち日本新党当選無効訴訟最判（最1小判平成7年5月25日民集49巻5号1279頁）が被告の引用する判断をしたことがある事実は認め、その余の事実は否認し、評価は争う。

そもそも、被告が引用する日本新党当選無効訴訟最判の判断は、公職選挙法（平成6年法律第2号による改正前のもの。）112条2項、同4項、同法98条2項前段、同3項、同法86条の2第6項が「名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめている」趣旨に関するものであり、主観訴訟である司法権の範囲を確定する判断ではなく、全く事案を異にする。

万が一、本件にその趣旨が及ぶと解し得るとしても、同判決は平成7年のものであり、令和2年最大判による判例変更の影響を受けることは、共産党袴田最判と同様である。

(5) 「5 下級審裁判例においても、共産党袴田事件最高裁判決は先例的価値を発揮していること」

ア 前文

政党の党員に対する除名処分についての下級審裁判例が存在することは認め、その余は否認ないし争う。

- イ 「ア 民主党除名処分無効確認請求事件（東京地判平成23年7月6日 平成22年（ワ）第15826号除名処分無効確認等請求事件判例タイムズ1380号243頁）」

当該判決が被告引用の判断をした事実は認め、その余は否認し、法的評価は争う。

- ウ 「イ 自民党除名処分無効請求事件（東京地判令和4年6月14日 令和3年（ワ）第25239号除名処分無効確認等請求事件 LLI/DB 判例秘書）」

当該判決が被告引用の判断をした事実は認め、その余は否認し、法的評価は争う。

- (6) 「6 令和2年最高裁判決は本件における判例変更の理由とはならないこと」

ア 前文

第1段落は認める。

第2段落は争う。

- イ 「(1)令和2年最高裁判決の骨子」

認める。

- ウ 「(2)令和2年最高裁判決の判例変更の枠組み」

認める。

エ 「(3)令和2年最高裁判決の判断枠組みから政党の党員に対する除名処分に関して司法審査の対象とすべきという結論を導き出すことはできない」

第1段落は否認ないし争う。

第2段落及び第3段落は認める。

第4段落は争う。

オ 「(4)令和2年最高裁判決の射程」

第1段落は認める。

第2段落は争う。

第3段落は被告引用の判例解説に記載されている事実は認め、法的評価は争う。

第4段落は認める。

第5段落は認める。

第6段落及び第7段落は争う。

カ 「(5)議会の裁量について」

第1段落のうち、原告が当該主張をしていることは認め、その余は争う。

第2段落は出席停止が「23日間」の処分であったことならびに地方自治法による懲戒処分が除名、出席停止、陳謝、戒告の4種類であることは認め、その余は争う。

第3段落は令和2年最高裁判決が議会の裁量権について「一定の」という文言を付している限りで認め、その余は争う。

キ 「(6)令和2年最高裁判決の宇賀克也裁判官の補足意見について」

(ア) ア

第1段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。

第3段落は認める。

第4段落は争う。

(イ) イ

第1段落及び第2段落は認め、法的評価は争う。

(7) 「7 「『憲法上の根拠』なく『法律上の争訟』の要件に該当する場合に司法審査を拒絶すれば憲法32条・憲法76条1項に違反する」(訴状第3・2(3))」

ア 「(1)「司法審査の対象外とするためには『憲法上の根拠がある場合』に厳格に限定される」(同ア)について」

第1段落は認める。

第2段落及び第3段落は否認ないし争う。

イ 「(2)「八幡製鉄最大判によれば『憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいけない』」
(同イ)について」

第1段落は認める。

第2段落のうち八幡製鉄最大判は顕著な事実のため認否の対象から除外し、その余は争う。

第3段落は争う。

ウ 「(3)「憲法21条1項の保証する『結社の自由』は、『憲法上の根拠がある場合』に該当しない」(同ウ)について」

第1段落は認める。

第2段落のうち、原告が政党内部の紛争に司法審査が及ぶと主張している限りで認め、その余は否認ないし争う。

第3段落のうち、被告が自らの自由意思で綱領と規約を承認した党员によって構成される政党であることは認めるほか、政党が議会制民主主義のもとで公約を掲げ、選挙を通じて活動を行っていることは一般論として認め、その余は争う。

第4段落のうち、政党が原則として内部的な問題に限り自律的な解決に委ねるとするのが判例の立場であることは認め、その余は争う。

第5段落のうち、政党が憲法の定める議会制民主主義を定める不可欠の要素であることは認め、その余は争う。

(8) 「8 「本件除名処分に関する司法審査のあり方」 (訴状第2・2
(4) について)」

ア 「(1) 「本件除名処分は当然に司法審査の対象となる」 (同ア)
について)」

第1段落は認める。

第2段落のうち、原告が「比例代表選出議員として立候補する自由」を党員の当然の権利であると主張していることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 「本件除名処分につき被告の裁量は認められない」 (同イ) について)」

第1段落は認める。

第2段落のうち、袴田事件最高裁判決の判示は顕著な事実のため認否の対象から除外し、その余は争う。

2 「第4 被告の主張 (その2・請求の趣旨第2項関係)」 について

(1) 「1 意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであること」

第1段落のうち、第1文は認否の対象でないため除外する。第2文は認める。

第2段落は当該最高裁判例が存在するとの限りで認める。

第3段落は認否の対象でないため除外する。

第4段落のうち、原告が、本件記事①ないし⑤につき名誉毀損の事実の摘示があったと主張していることは認め、その余は争う。第4の1で詳述のとおり、本件記事①ないし⑤は事実を摘示したものである。

- (2) 「2 本件記事はいずれも、原告の言動に対し、政党としての被告の見解を明らかにし、かつ批判を加えるものであり、意見・論評に当たること」

- ア 「(1)原告の主張する「事実の摘示」について」

認める。

- イ 「(2)原告が事実の摘示と主張する内容は全て意見・論評であること」

第1段落のうち、本件記事①ないし⑤がいずれも、被告が自ら発行する政党機関紙において、原告の党内外における発言であるとの限りで認め、その余は否認ないし争う。

第2段落は否認ないし争う。原告が被告の基本政策とせよと主張しているのは核抑止抜きの専守防衛であり、日米安保条約の堅持と自衛隊合憲論ではない。

第3段落のうち、本件記事②が、原告の党外における発言（党首公選制の主張、現行規約に基づく党首選出方法は「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」等の発言、

被告の安保・自衛隊政策は「野党共闘の傷害」「あまりにご都合主義」である等の発言)は、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為は行わない」と定めた規約第5条第2項に反するという被告の見解を示したものであることは認め、その余は争う。

第4段落のうち、本件記事③に除名された原告がマスメディアを通じて被告の党員に自らへの同調を呼びかけ、党大会での除名処分撤回への賛同を呼びかけた行為は、憲法の保障する結社の自由への介入であるとの被告の見解を示していることは認め、その余は争う。

第5段落のうち、本件記事④に、原告の言動は、まず組織の中でコミュニケーションの努力をせず外からいきなり被告を攻撃すること、そのような行為は真面目な人のやることではないとの記載がある限りで認め、その余は争う。

第6段落のうち、本件記事⑤に、原告が被告を除名された後、2023(令和5)年7月10日に、自身のオフィシャルブログに「必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある」との記載があるとの限りであれば認め、その余は争う。

第7段落は否認ないし争う。

第8段落は否認ないし争う。

第9段落は争う。

ウ 「(3)被告の批判は全て原告の言動に向けてなされており人身攻撃は一切ないこと」

第1段落は認否の対象でないため除外する。

第2段落は争う。本件記事①ないし⑤は現に原告を対象としている以上、当該記載に即して主張したに過ぎない。

(3) 「3 政党機関紙における意見・論評についての名誉棄損の成否は、表現の自由及び結社の自由を不当に制約することのないよう、慎重に判断されるべきであること」

第1段落は党员であった原告個人の表現の自由や結社の自由よりも団体である被告の表現の自由や結社の自由を重視すべきである旨の主張であるとすれば、争う。

第2段落は当該最高裁判例が存在するとの限りで認め、その余は争う。

第3段落は否認ないし争う。

第4段落は争う。

第5段落は争う。

第6段落は争う。

第7段落は争う。

第2 本件除名処分は司法審査の対象となる

1 被告の主張

被告は、共産党袴田最判の先例的価値は失われていないことを前提に、「本件除名処分は、被告の内部的自律権に属する行為であり、原告の一般市民としての権利利益は侵害されていない」から、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない」ことを理由に、本件確認請求と本件損害賠償請求を区別することなく、「原告の請求は、却下されなければならない」と主張する（答弁書7～8頁）。

2 共産党袴田最判を前提としても平成31年最判によれば本件損害賠償請求が却下されることはない

(1) 平成31年最判

しかし、本件において、原告は、本件確認請求のみならず、本件損害賠償請求もしているところ、本件確認請求が司法審査の対象となることは、平成31年最判（最1小判平成31年2月14日民集73巻2号123頁。甲8）からも明らかである。

平成31年最判は、市議会による嚴重注意処分とこれを公表したことが名誉毀損であるとして市議会議員が国家賠償請求訴訟を提起した事案であり、その訴訟物は、国家賠償法に基づく国家賠償請求権であった。昭和35年最大判を前提とすれば、嚴重注意処分は「一般市民法秩序と直接の関係」を有しないものとして、司法審査の対象にならないはずである。ところが、平成31年最判は、昭和

35年最判を引用しているものの、訴えを却下することなく、本案判決を下した。

同判決の調査官解説（甲9）は、「議会の懲罰その他の措置の違法を理由とする国家賠償請求訴訟は、私法上の権利利益の侵害を理由とする給付訴訟として適法であるのが原則である」、「このような国家賠償請求訴訟は、紛争自体が全体として司法的解決に適しないものではないから、法律上の争訟であることを否定する合理的理由は見出し難い」、「訴訟物そのものが具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であり、その前提問題として団体の内部事項の適否が問題となる場合には、当該前提問題が法令により終局的に解決することができない問題でない限り、法律上の争訟であることは否定されない」、「別途、一般市民法秩序と直接の関係を有するか否かを検討する必要はない」として、司法審査の対象となることを明確にしている（同94～96頁）。

(2) 地域政党「減税日本」訴訟判決

実際に、**地域政党「減税日本」訴訟判決**（名古屋地判令和5年1月30日LEX/DB25597045。甲10）は、政党による除籍処分を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求をした事案について、「法律上の争訟」に該当すると判断している。同判決は、「本件訴えは、本件投函行為によって原告の名誉という私権が侵害されたか否か、すなわち不法行為に基づく損害賠償請求権が成立するか否かが問題とされているところ、これは一般市民法秩序に関する問題であり、被告による除籍処分の当否を争う内部問題とは

いえない」として、「実質的には被告による除籍処分の当否を争うものであり、一般市民秩序と直接関係を有しない内部問題であるから法律上の争訟に該当しない」旨の被告の主張を一蹴している。

(3) 小括

したがって、万が一、本件除名処分が司法審査の対象とならなくとも、本件損害賠償請求が司法審査の対象となることは明白である。

3 党员たる地位の確認は司法審査の対象となる

このように、本件損害賠償請求が司法審査の対象となる以上、党员たる地位の確認を求める本件確認請求について、部分社会の法理を適用することで、「法律上の争訟」でないとする理由は一切存在しない。もし、本件確認請求が「事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくのを相当とする」ものであれば、訴訟物が損害賠償請求である場合においても、司法審査をせずに却下すべきであることになる。

以下では、憲法76条1項の「司法権」、裁判所法3条の「法律上の争訟」と部分社会の法理の関係を明らかにしながら、本件確認請求が司法審査の対象となることについて論じる。

(1) 「法律上の争訟」の定義

裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」については、まず、昭和29年最判（最1小判昭和29年2月11日民集8巻2号419

頁)が「法令を適用することによつて終局的に解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争」と定義している。

また、技術士試験訴訟最判(最3小判昭和42年2月8日民集20巻2号196頁)は、「司法権の固有の内容として裁判所が審判しうる対象」を「法律上の争訟」に限定することで、憲法76条1項の「司法権」イコール裁判所法3条1項の「法律上の争訟」との考え方を明らかにした。

その後、「板まんだら」訴訟最判(最3小判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁)は、「法律上の争訟」を要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」であり、かつ、要件②「それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」と定義した。

(2) 部分社会の法理と「法律上の争訟」の関係

他方、いわゆる部分社会の法理が多数意見として採用されたのは、昭和35年最大判である。同判決は、裁判所法3条1項の「一切の法律上の争訟」について、「あらゆる法律上の係争という意味ではない」として、「法律上の争訟」と「法律上の係争」とを区別し、「法律上の係争といつても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくのを相当とするものがある」とした。その理由について、同判決は、「自律的な法規範をもつ社会ないし団体」は、「自律的な法規範をもつ社会ないし団体に在つては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に

任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としないものがあるからである」と判示している。

富山大学単位不認定訴訟最判（最3小判昭和52年3月15日民集31巻2号280頁）も、昭和35年最大判を参照しつつ、同様に判示し、「例えば、一般市民社会の中にあつてこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならない」と判断した。

このように、部分社会の法理とは、結局のところ、憲法76条1項の「司法権」イコール裁判所法3条の「法律上の争訟」の要件①②に該当する場合（これを「法律上の係争」という。）であっても、「法律上の争訟」に該当しないとする法理であるといえる。

(3) 部分社会の法理の固有の意義は「司法権」に対する外在的制約を認めることにある

しかし、富山大学単位不認定訴訟最判がいう「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」なのであれば、そもそも「法律上の争訟」の要件①の「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」を満たさない。この場合は、単に「司法権」の定義に該当しないという内在的限界にすぎず、わざわざ部分社会の法理を持ち出すまでもない。

そうすると、部分社会の法理の固有の意義は、憲法76条1項の「司法権」ないし裁判所法3条1項の「法律上の争訟」の定義に該当するにもかかわらず、「事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくのを相当とする」類型を認めるという、「司法権」に対する外在的制約として機能することであった（甲11）。

したがって、昭和35年最大判を前提とすれば、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に該当するためには、上記の要件①②を満たすだけでは足りず、要件③事柄の性質上裁判所の司法審査の対象外とするのが適当でないとはいえないことを要するのである。

(4) 部分社会の法理は憲法76条1項の「司法権」を縮減させるとともに憲法32条の「裁判を受ける権利」を制約するものである

もともと、憲法76条1項が裁判所に認めた「司法権」とは、要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」であり、かつ、要件②「それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」であるはずである。

また、裁判管轄違反事件最大判（最大判昭和24年3月23日刑集3巻3号352頁）は、憲法32条は「裁判所以外の機関によって裁判をされることはない」として司法拒絶を禁止したものである。同条の「裁判」とは、憲法82条の「裁判」と同様であり（最大判昭和45年12月16日民集24巻13号2099頁）、「純然たる訴訟事件につき、当事者の意思いかんに拘わらず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を画するような裁判」を指す（最大決昭和35年7月6日民集14巻9号1657

頁)。このように、憲法 32 条が保障する「裁判」を受ける権利というのは、「司法権」の定義に該当する場合には、司法拒絶を許さないことを保障しているのである。

したがって、憲法 76 条 1 項の「司法権」の定義に該当するにもかかわらず、③事柄の性質上裁判所の司法審査の対象外とするのが適当でない場合には司法審査を拒絶する部分社会の法理は、憲法 32 条の保障する裁判を受ける権利を制約するものなのである。

(5) 令和 2 年最大判宇賀補足意見が部分社会の法理に「憲法上の根拠」を求めたのは憲法上の例外だからである

ア 部分社会の法理が、憲法 76 条 1 項が裁判所に授権した「司法権」という権限を縮減し、また、憲法 32 条が国民に保障する裁判を受ける権利を制約する以上、これを縮減ないし制約する憲法上の根拠がなければならない。

だからこそ、令和 2 年最大判の宇賀補足意見（訴状 11 頁）は、昭和 35 年最大判のように「法律上の係争」という概念を用いることなく、「法律上の争訟」の要件から、上記の要件③を消し去り、要件①②のみで定義したうえで、上記の要件③が認められる場合は「憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される」と判断したのである。

イ これに対し、被告は、「政党による党員の除名処分については、そもそも法律上の争訟に該当しないというのが判例の立場であるから、宇賀裁判官の補足意見から、政党による党員の除名処

分についても、司法審査の対象となると主張することはできない」と主張する（答弁書21頁）。

しかし、共産党袴田最判は、政党による党員の除名処分が「法律上の争訟」に該当するか否かを判断していないのであるから、「政党による党員の除名処分については、そもそも法律上の争訟に該当しないというのが判例の立場である」とする前提が誤っている。

万が一、共産党袴田最判が政党による党員の除名処分を「法律上の争訟」に該当しないと判断していたと解し得るとしても、「法律上の係争」に該当するものの、部分社会の法理に基づき、要件③を欠くと判断したにとどまる。これに対し、宇賀補足意見は、これまでの最高裁多数意見と異なり、「法律上の争訟」について要件①②のみしか要求していないのであるから、政党による党員の除名処分であっても、要件①②に該当するのであれば「法律上の争訟」に該当することとなり、司法審査の対象外とするのであれば「憲法上の根拠」がなければならない。

そのため、「宇賀裁判官の補足意見から、政党による党員の除名処分についても、司法審査の対象となると主張することはできない」という指摘は、「法律上の争訟」の定義について令和2年最大判以前の最高裁と令和2年最大判の宇賀補足意見とが立場を異にしていることを全く理解せずに接ぎ木した主張であると言わざるを得ない。

(5) 党員たる地位の確認は司法審査の対象となる

ア 令和２年最大判によれば党員たる地位の確認は司法審査の対象となる

令和２年最大判を前提とすれば、たとえ、除名ではなく、警告、権利（部分または全面）停止、機関からの罷免であっても、それが「法律上の争訟」要件を満たすのであれば、憲法上の例外がない限り、司法審査の対象となる。

そして、結社の自由（憲法２１条１項）の保障が及ぶ労働組合の統制権行使であっても、労働組合に裁量すら認めず、裁判所が自ら比較考量をしているのである。また、八幡製鉄最大判によれば、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」のであるから、労働組合と同様の規律を適用すべきであり、政党のみに憲法上の例外を認める理由は一切存在しない（訴状１１～１４頁）。

イ 過去の最高裁が司法審査の対象外としているのは「単なる内部規律の問題」であり「身分の得喪」は司法審査をしている

なお、念のため、令和２年最大判以前の最高裁を前提としても、本件確認請求が司法審査の対象となることについても主張する。

すなわち、令和２年最大判以前の最高裁判例をみても、地方議会においては、単純な内部処分である出席停止処分は対象外とされたのに対し、地方議会内部から外部へと追い出す除名処分は「議員の身分の得喪に関する重大事項であり、単なる内部規律の

問題に止らない」として司法審査の対象とされていた（最大判昭和35年3月9日民集14巻3号35頁）。

また、大学においても、単位認定は「教育上の措置」であり要件①に該当しないうえ、「純然たる大学内部の問題」であるのに対し（前掲・富山大学単位不認定訴訟最判）、大学の専攻科修了認定という外部と関わる場合には、「学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものである」ことを理由に、司法審査の対象としている（最3小判昭和52年3月15日民集31巻2号280頁）。

このように令和2年最大判以前においても、最高裁は、部分社会の法理を適用できる場合について、あえて「単なる内部規律の問題」や「純然たる内部の問題」に限定している。換言すれば、「身分の得喪」に関するような外部と関わる場合については、単なる内部規律の問題」や「純然たる内部の問題」とはいえず、司法審査の対象となることを前提としているのである。

ウ 本件除名処分は党員たる地位という「身分の得喪」の問題であり「単なる内部規律の問題」や「純然たる内部の問題」とはいえない

被告の党員は、規約（甲3）に定められている党員の権利を行使することができるほか、比例代表選出議員として立候補する資格を有する地位を有しているから（公職選挙法86条の2第1項、同86条の3第1項）、党員たる地位は、法律上の地位といえる。除名処分は、こうした党員たる地位を剥奪するもので、外

部と関わる「身分の得喪」の問題であり、「単なる内部の問題」や「純然たる内部の問題」ということはできない。

そうすると、党员たる地位の確認を求める訴訟は、要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」に該当する。また、被告には規約（甲3）があることや、共産党袴田最判を前提とすれば、要件②を満たすことは明らかである。

また、被告の規約（甲3）第49条によれば、党员に対する処分としては、警告、権利（部分または全面）停止、機関からの罷免、除名が定められている。このうち、除名処分は、党员たる地位を剥奪するという「身分の得喪」に関するものであり、政党内部から外部へと追い出すものとして、「一般市民法秩序と直接の関係」を有するといえる。

そのため、「単なる内部規律の問題」や「純然たる内部の問題」とはいえず、要件③の事柄の性質上裁判所の司法審査の対象外とするのが適当でない場合に該当しないから、令和2年最大判以前の最高裁を前提としても、司法審査の対象となる。

エ 過去の裁判例によれば「法律上の地位」であれば司法審査の対象となる

実際に、過去の裁判例においても、「身分の得喪」に関する場合には、部分社会の法理を適用せず、司法審査の対象としている。

（ア）東京土建訴訟判決

たとえば、東京土建訴訟第一審判決（東京地判令和4年11月25日LEX/DB25594913。甲12）は、原告らによる被告に対する「組合員としての権利を有する地位にあること」の確認請求について司法審査をしたうえで、認容判決をしている。

この訴訟は、被告である労働組合「東京土建一般労働組合」から組合員の除名処分等の統制処分を受けた原告らが、原告らの活動は除名処分等に係る統制事由に該当するものではない等と主張して、①中央副執行委員長としての権利を有する地位の確認、②常任中央執行委員としての権利を有する地位の確認、③組合員としての権利を有する地位の確認のほか、④本件各統制処分により受けた精神的苦痛に関して不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案である。

同判決は、令和2年最大判以降のものであるところ、部分社会の法理は全く適用せず、上記①及び②の請求については、単に「過去の法律関係の確認」であるとして確認の利益を欠くとしたにとどまるものである。また、上記③の請求については、何らの理由も付さずに、当然のように司法審査をしている。このことは、上記イのとおり「組合員としての権利を有する地位」が「身分の得喪」に関するものであり、「単なる内部規律の問題」や「純然たる内部の問題」とはいえないからである。

この判断は、控訴審においても維持され（東京高（第19民事部）判令和5年9月19日・令和4年（ネ）第5979号、

令和5年（ネ）第1796号）、これに対する上告は棄却され、上告受理申立も不受理決定がされており、確定している（最1小判令和6年2月8日・令和5年（オ）第1952号、令和5年（受）第2498号）。

（イ）花柳流花柳会訴訟判決

また、花柳流花柳会訴訟判決（東京高判平成28年12月16日判時2359号12頁。甲13）も、日本舞踊の最大流派である花柳流の家元による名取の除名処分について、「名取の地位を基礎とする権利利益は…（中略）…日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤」であり、「名取がその地位に基づいて享受する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきもの」であるとして、名取の地位の確認請求につき、司法審査の対象とした。

同判決に対する上告は棄却され、上告受理申立も不受理決定がされており、この判断が確定している（最3小決平成29年5月9日LEX/DB25545898。甲14）。

オ 被告が引用する裁判例は除名処分の無効確認という過去の法律関係の確認に関するものにすぎない

これに対し、被告は、民主党除名処分無効確認請求事件（以下「平成23年民主党判決」という。）及び自民党除名処分無効請求事件（以下「令和4年自民党判決」という。）を根拠として、共産党袴田最判には先例的価値があり、黨員たる地位の確認は、

司法審査の対象とならないと主張する（被告・答弁書10～14頁）。しかし、平成23年民主党判決は、令和2年最大判以前のものであり、また、いずれの判決も、下級審の裁判例にすぎず、かつ、あくまでも除名処分の無効確認という過去の法律関係に関する確認であったことが理由なのであり、部分社会の法理を適用したものではない。

（ア）平成23年民主党判決

そもそも、平成23年民主党判決は、地裁の裁判例であることに加え、令和2年最大判による判例変更前の判断であるから、その先例的価値は極めて乏しい。

また、同判決の訴訟物は、党员たる地位の確認ではなく、除名処分の無効確認である点で、本件確認請求と事案を異にする。除名処分の無効確認は、過去の法律関係の無効の確認を求めるものである。過去の法律関係の確認については、法律上の地位である党员たる地位の確認と比べると、そもそも部分社会の法理を適用するまでもなく、確認対象として選択した訴訟物が適切ではない。

さらに、同判決は、単に「本件除名処分は、政党における党员の資格剥奪という政党内部の問題であって、一般市民法秩序と直接の関係を有しない」と説示するにとどまり、なぜ「党员の資格剥奪」が「政党内部の問題」なのかについて、一切判示するところがない。上記イのとおり、過去の最高裁は「身分の得喪」に関する場合には、「単なる内部規律の問題」と解して

いないにもかかわらず、これらの判断と区別する理由は、何ら述べられていないのである。

加えて、同判決は、「議会制民主主義における政党の重要性に照らせば政党の結社としての自主性が尊重されるべき」であることを理由としているが、結社としての自主性も、裁判を受ける権利の前では制約を受け得ることは、労働組合に関する先例に照らして明らかである。八幡製鉄最大判によれば、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」のであるから、労働組合と同様に、司法審査に服さなければならない。

むしろ、「議会制民主主義における政党の重要性」を強調するのであれば、ドイツ基本法 21 条 1 項第 3 文のように「政党の内部秩序は、民主主義の諸原則に適合していなければならない」。なぜなら、政党が議会制民主主義において重要な存在なのであれば、党内民主主義を要請しなければ、議会制民主主義は貫徹できないからである。

(イ) 令和 4 年自民党判決

令和 4 年自民党判決が却下した請求は、除名処分の無効確認請求であり、本件のような黨員たる地位の確認請求ではない。その理由も、除名処分の無効確認請求が「過去の法律関係の確認を求めるものであり…（中略）…その侵害の回復を図るべく給付訴訟又は現在の権利若しくは法律関係の確認訴訟を提起す

るのが直接かつ抜本的な解決である」からであり、部分社会の法理を適用したわけではない。

したがって、同判決の射程は、党员たる地位という現在の法律関係を争っている本件確認請求に及ぶものではない。

(6) 小括

このように、令和2年最大判以前の最高裁によっても、部分社会の法理が適用されるのは「単なる内部規律の問題」や「純然たる内部規律の問題」に限定されており、本件確認請求のように「身分の得喪」に関する外部との関係がある場合には、部分社会の法理を理由として「法律上の争訟」でないと判断される余地はない。令和2年最大判以降においては、なおさらである。

被告が引用する裁判例は、いずれも除名処分の無効確認という「過去の法律関係」の確認として確認の利益を欠く事案であり、党员たる地位の確認という「現在の法律関係」の確認を求める本件確認請求とは全く事案を異にする。

したがって、本件確認請求は、司法審査の対象となる。

第3 被告は原告の主張する事実関係に対する認否及び反論をすべきである

1 被告の主張

被告は、本件確認請求及び本件損害賠償請求のいずれについても司法審査の対象にならないとの立場から、「訴状『第3』の第3項、第4項、第5項についての認否及び求釈明に対する回答は必要ない」と主張し、あろうことか答弁拒否をした（答弁書3頁）。

また、本件損害賠償請求の理由の1つである「3 本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害」（訴状40頁）に対しても、事実の認否をすることなく「第3項については争う」と主張し、その理由についても「本件除名処分が司法審査の対象とならない以上、本件除名処分が不法行為に該当することもない」と、事実の認否については答弁拒否をした（答弁書3頁）。

2 平成31年最判によれば本件損害賠償請求は司法審査の対象となること

上記第2の2(1)のとおり、平成31年最判及びその調査官解説は、たとえ市議会による嚴重注意処分であっても、「訴訟物そのものが具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であり、その前提問題として団体の内部事項の適否が問題となる場合には、当該前提問題が法令により終局的に解決することができない問題でない限り、法律上の争訟であることは否定されない」として、本案判決をしている。

本件損害賠償請求は、「4 党機関紙の記事公表による名誉・信用の毀損、人格権侵害」（訴状41～48頁）のみならず、「3 本件除名処分による原告の手続的利益等の侵害」（訴状40頁）をも理由

としているのであるから、その請求原因を基礎づける事実についても、当然、被告は認否をしなければならない。

もし、被告が、次回の準備書面においてこれらの事実を認否せず、原告の求釈明にも回答しないのであれば、民事訴訟法159条1項に基づき「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合」であるとして、「その事実を自白したものとみな」されるべきである。

3 裁判所は本件除名処分の適法性を判断代置審査すべきこと

(1) 共産党袴田最判の判示内容

共産党袴田最判の判示②は、自律的に定めた法規範があるときは、これが公序良俗に反するか否かを審査したうえで当該法規範に基づき、こうした法規範がないときは条理に基づき、適正な手続に則ってなされたか否かにより決すべきであると判断している（訴状9～10頁）。この判示②を敷衍すると、本件のように「自律的に定めた法規範」がある場合に裁判所が審査すべき事項は、次のとおりである。

審査事項㉗ 「自律的に定めた法規範」が公序良俗に反するか

審査事項㉘ 「自律的に定めた法規範」の要件該当性

審査事項㉙ 「自律的に定めた法規範」に基づき「適正な手続に
則ってなされたか」

この判決文上からは、裁判所の審査事項を限定したり、政党に裁量を認めたりする余地はない。

(2) 地域政党「減税日本」訴訟判決

また、令和2年最判以降の裁判例である前掲・地域政党「減税日本」訴訟判決（甲10）も、裁判所が審査事項を限定していない。

この事件は、名古屋市会議員の職にあった原告が、議会運営委員会において事実無根の虚偽発言をしたとして、所属する地域政党である被告「減税日本」から除籍処分とされた際、被告がその旨を記載した文書を名古屋市政記者クラブに投函し、これが報道されたことによって、名誉を毀損されたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を求めたものであった。

同判決は、政党に裁量を認めることなく、通常の名誉毀損に基づく損害賠償請求の事案と全く同一の審査をし、原告の請求を一部認容した。

具体的には、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、上記文書が摘示する事実は、市会議員である原告が、議会運営委員会の場において、被告会派に所属する他の市会議員について制裁の対象となるべき根拠のない虚偽発言をしたことによって、被告の党員資格を剥奪された人物であるとの印象を与えるものであり、本件記載は、原告の社会的評価を低下させるものと認められるとしたうえで、被告において、本件記載の摘示事実の重要な部分について真

実であることの証明があったとは認められず、違法性は阻却されないと判断している。

(3) 東京土建訴訟第一審判決

前掲・東京土建訴訟第一審判決（甲12）も、③組合員としての権利を有する地位の確認及び、④本件各統制処分により受けた精神的苦痛に関して不法行為に基づく損害賠償請求を審理するにあたり、「争点2（統制事由の有無）について」と題する項目において、組合の裁量を一切認めず、裁判所は、規約40条1項4号の統制事由に該当するか否かを検討し、「原告らの未来の会としての活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえず、本件規約40条1項4号の統制事由に該当するとは認められない」と結論付け、「本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き無効である」として、③の請求を認容した。

また、「争点3（社会的相当性の有無）について」と題する項目においても、「統制事由に該当する事情の一つとして、原告らが被告と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、原告らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていた」にもかかわらず、「当該メッセージの内容について原告らに弁明の機会が付与されたことを認めるに足りる証拠はない」こと、「第7回中央執行委員会では統制委員会に対し統制処分の申立てをすることについて相当数の反対票が投じられ、統制処分の可否自体については慎重に賛否を集計すべき状況であったにもかかわらず、…（中略）…第8回中央執行委員会においては、会場に出席

した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表示によ
って採決が行われ、賛成多数として統制委員会の答申を承認する旨
議決」（下線は原告訴訟代理人による。以下同じ。）されたことにつ
つき、「投票の秘密性も担保されず、また、賛成が多数か否かも不
明瞭な投票方法によって、採決が行われたということ」につき、
「適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められ
ない」と判断している。

このように、同判決は、こうした争点2及び争点3について、裁
判所が判断代置審査をしたうえで、③組合員としての権利を有する
地位にあることの確認請求について当然に確認の利益を肯定した上
で確認請求を認容し、さらに④損害賠償請求も一部認容し、各統制
処分により受けた原告の精神的苦痛に対する慰謝料請求を認めてい
るのである。

とりわけ、同判決における統制処分の決定方法は、本件訴訟の原
告に対する除名処分の再審査における手続と酷似しており、本件に
おける再審査に対する決定方法に重大な手続的瑕疵があることを示
している。すなわち、原告に対する除名処分の再審査が行われた党
大会の2日目に神奈川の代議員が原告の除名処分について誠実に再
審査をすべきだと意見を表明していることから、「慎重に賛否を集
計すべき状況」であった。それにもかかわらず、その代議員の発言
直後に、3名が組織的に次々と批判を浴びせかけ、異論を許さない
党中央の態度を見せつけたうえで、その熱狂のなかで山下芳生副委
員長が登場し、再審査に関して却下するという「決定」（これは

「決定案」ではない。)を大会会場で一方的に「報告」し、議決もとることなく、大会代議員が拍手で承認してしまっている。しかも、当然のように、再審査の会場での原告の意見表明もなければ、原告の意見が記載された資料が代議員らに配布されることもなかった。こうした決定方法は、重大な手続的瑕疵であるというほかない。

万が一、このような重大な手続的瑕疵がある事案について裁判所が判断をしないということになれば、裁判を受ける権利という個人の憲法上の権利は画餅に帰すことになるとともに、裁判所が政党の党員に対する処分の重大な瑕疵を目の前で黙認することになる。

4 被告が引用する日本新党当選無効請求訴訟最判は公職選挙法の解釈問題であり本件に適用される余地はないこと

- (1) 被告は、日本新党当選無効請求訴訟最判（最1小判平成7年5月25日民集49巻5号1279頁）を引用し、共産党袴田最判には先例的価値があると主張する（答弁書8～10頁）。
- (2) しかし、日本新党当選無効請求訴訟最判は、平成7年の判断であり、令和2年最大判による判例変更の影響を受けているものではない。
- (3) また、日本新党当選無効請求訴訟最判が共産党袴田最判を参照している箇所は、公職選挙法（平成6年法律第2号による改正前のもの。）112条2項、同4項、同法98条2項前段、同3項、同法

86条の2第6項が「名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめている」趣旨に関するものであり、主観訴訟である司法権の範囲を確定する判断ではなく、全く事案を異にする。

すなわち、同判決の調査官解説（甲15・496頁）によれば、「参議院（比例代表選出）議員の名簿登載者の除名について選挙長に提出することが要求されているのは、除名届出書、除名手続書及び宣誓書のみである（法112条4項、98条3項、89条の2第6項）」ところ、「選挙長としては、これらの文書が真正に作成され、その記載事項が満たされていれば、それ以上に除名の存否や効力について審査することなく、除名の届出を受理しなければならず、除名届が受理されれば、選挙会は、「除名……の届出が……されている」ものを問う選任と定めることができない（法112条4項、98条2項前段）ことになる」。

同判決が、共産党袴田最判を参照したのは、その立法趣旨を裏付けるものにすぎず、調査官解説自身、「選挙長ないし選挙会に、形式的審査だけでなく、実質的審査の義務を課することが、立法論として取り得る選択肢であったとする見解」があり得ることを認めている（同499頁）。

そのため、公職選挙法は何ら関連しない本件訴訟に、その射程が及ぶ余地はない。

- (4) さらに、日本新党当選無効訴訟は、当選訴訟（公職選挙法208条1項）の事案であるところ、当選訴訟は「党選任決定の違法を匡

正することを目的とする民衆訴訟的性格のものである」（甲15・500頁）。民衆訴訟は、いわゆる客観訴訟であり、憲法76条1項が裁判所に付与した「司法権の固有の内容」である裁判所法3条1項の「法律上の争訟」たる主観訴訟ではなく、同項の「その他法律において特に定める権限」にすぎない。

そのため、司法審査の範囲を含む事項は、立法事項なのであるから、仮に司法審査の範囲を限定したとしても、憲法76条1項の「司法権」を直ちに縮減したり、憲法32条の裁判を受ける権利を直ちに制約したりするものではない。

したがって、憲法76条1項の「司法権の固有の内容」に含まれるとともに、憲法32条の裁判を受ける権利が問題となる主観訴訟たる本件において、やはり日本新党当選無効訴訟の射程が及ぶ余地はない。

5 小括

以上の次第であるから、本件確認請求についても、本件損害賠償請求についても、いずれも裁判所の審査権が全面的に及ぶものと解すべきである。憲法は、政党に特別の地位を与えていない以上、結社の自由を根拠として、政党の裁量を尊重する理由は一切存在しない。

第4 名誉毀損

1 本件記事①ないし⑤はいずれも事実を摘示したものである

(1) 事実を摘示したか意見・論評かは当該表現のみから判断されるものではない

被告は、本件記事①ないし⑤がいずれも事実を摘示するものではなく意見・論評であると主張している。本件記事①ないし⑤がいずれも事実を摘示したものであることは訴状第4の4(2)で主張のとおりであるが、念のため反論する。

確かに、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときは、当該表現は事実を摘示したのではなく、意見・論評と見る余地がある。

しかし、事実を摘示したか意見・論評かは、当該表現のみから判断されるものではない。ロス疑惑訴訟夕刊フジ事件最判（最3小判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁）は、当該表現が事実を摘示したものか意見・論評をしたものかについて、以下のとおり判示して、前後の文脈、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、間接的ないしえん曲に事項を主張するもの又は当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張すると理解されるならば、事実を摘示したものであると判断している。（下線は原告訴訟代理人による。以下同じ。）。

「新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解し

た場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」

また、本件記事①ないし⑤はいずれも新聞記事であり、見出し、リード部分及び本文で構成されているところ、東京高判平成13年4月11日判時1754号89頁は、新聞記事による名誉毀損について、次のとおり判示して、見出し及びリード部分のみあるいは見出しのみから社会的評価が低下したか検討している。

「本件記事は、見出し、リード部分及び本文で構成されているものであるところ、一般の読者の全員が、このすべてを読むとは限らず、見出しとリード部分のみあるいは見出しのみを読む一般読者も少なくないことは、公知の事実ということが出来る。そこで、一般の読者の普通の注意と読み方によりこの見出し及

びリード部分のみあるいは見出しのみを読んだ場合に、控訴人の社会的評価の低下をもたらす印象を一般読者に与えるものか否かについて検討することとする。」

(2) 本件記事①ないし⑤は事実を摘示して原告の社会的評価を低下させている

ア 本件記事①

本件記事①は、「松竹氏は…規約をまったく理解していないものと言わなければなりません。」と断じていること、「いったい松竹氏は、長い間党に在籍しながら、綱領を真剣に学んだことがあるのでしょうか。」と反語表現でも記載していること等から、原告が綱領を学んだことのない人物との事実を摘示するものである。

しかし、原告が綱領を学んだことは、訴状第4の4(2)アで主張のとおり、50年以上被告に所属していたこと、党本部に勤務したほか、政策委員会安保外交部長という要職に就いた経験からも明らかであり、現に原告は、被告の綱領及び規約が有する意義と社会情勢との関連性等について分析的に論じた書籍『不破哲三氏への手紙』（株式会社宝島社、2023年8月10日）も執筆し、出版している。したがって、原告が綱領を学んでいないとの事実も無ければ、被告が、原告が綱領を学んだことのないことを真実と信ずるべき相当の理由も無い。

なお、被告は、本件記事①は原告の言動に向けられている等と主張している。しかし、上記のとおり本件記事①は、原告に対してなされていることから、そのように読み込むことはできない。

イ 本件記事②

本件記事②は見出しが「党攻撃とかく乱の宣言―松竹伸幸氏の言動について」、リード部分が「問題は規約と綱領への攻撃を開始したことにある」、「分派活動について一切の弁明ができず」ならびに「党内に自らの同調者をつのると言い放つ」となっている。

すなわち本件記事②は、当該見出しにおいて、原告が党攻撃とかく乱を宣言したとの事実を摘示し、リード部分において、原告が規約と綱領への攻撃を開始したこと、原告が分派活動を行ったことを前提として当該活動について全く弁明できなかつたことならびに党内に自らの同調者をつのると言い放つたとの事実を摘示したものである。

しかし、原告が党攻撃とかく乱を宣言したとの事実は無く、規約と綱領への攻撃を開始した事実も、分派活動を行ったことも無ければ当該活動について全く弁明できなかつた事実も、党内に自らの同調者をつのると言い放つたとの事実も無ければ、被告が真実と信ずるべき相当の理由も無い。

ウ 本件記事③

本件記事③の見出しは「松竹氏 党かく乱者であることを告白」であり、当該見出しのみを読んだ場合に、原告が被告をかく乱する人物であることを告白したという事実を摘示するものである。

しかし、本件記事③の本文中には、原告がかかる告白をしたとする記載がなく、現に原告が党かく乱者であることを告白した事実も無ければ、被告が真実と信ずるべき相当の理由も無い。

また、「このような人に、“善意”のかけらもないことはあまりに明白」と、善意を誇張ないし強調した上でそのかけらもないとする表現は、原告を悪意しかない極悪な人物とするものであるから、原告の人格自体を否定した表現であり、意見ないし論評としての域を逸脱したものである。

エ 本件記事④

本件記事④は、原告が、党規約を無視した出版により除名されたという事実を摘示している。

しかし、訴状第3の4(5)ウで主張のとおり、「党首公選制をしない」という「党の決定」は存在せず、「核抑止抜きの専守防衛」を認めてはならない、「安保条約堅持」を主張してはならない、自衛隊合憲を主張してはならないという「党の決定」も無い上、被告が2004（平成16）年時点で自衛隊の存在を前提とした自衛隊活用論を打ち出していること、被告の党首であった志位和夫氏も、自衛隊が合憲であることを前提とする自衛隊活用論及び日米安保条約維持を前提とする主張をしていることから、原告の行為①ないし③

は党規約に反しているという事実は無く、被告が真実と信ずるべき相当の理由も無い。

オ 本件記事⑤

本件記事⑤は見出しが「除名処分された人物による党大会かく乱策動について」、リード文が「“本心を隠して党大会代議員になれ”と同調者をつのる」、「党外から規約を破壊し、民主的討論を二心的な議論に置き換えようという卑劣なやり方」ならびに「ご都合主義というほかない態度」となっている。

すなわち本件記事⑤は、原告の2023（令和5）年7月10日付のブログをも引用した上で、“本心を隠して党大会代議員になれ”と同調者をつのったという事実を摘示している。

しかし、原告は、当該ブログ内で、下記のとおり投稿したにすぎず、本心を隠した同調者をつのっていない（甲16）。

「一方、その問題を党内でつよく主張すると、反発されて代議員に選ばれないかもしれない。そんな不安な気持ちもお伺いしました。そうですね。そこがいちばん難しいところです。

でも、まず、私の再審査にどういう態度をとるかは、大会の場で決めればいいと思うのです。党大会で、私の弁明を聞いたり、再審査請求書を読んだり、同時にそれに対する党指導部の反論を聞いたりして、その上で代議員一人ひとりが判断すべき問題です。

(中略) つまり、現在の党指導部の方針に反対していたとしても、当時の宮本氏のように、必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。」

上記記事は、他の党员から、原告の除名処分の再審査問題を強く党内で主張すると代議員に選ばれないかもしれないという話を聞き、再審査問題に対する態度を大会の場で決めればよいと思う、明確に反対すると言わないやり方もあると、自身の見解を示したに過ぎず、他の党员に呼びかけたものではない。また、「明確に反対すると言わないやり方もある。」という表現のとおり、全く反対しないのではなく、本心を隠すことを意味したものではない。

以上のとおり、原告は、党员に対し、再審査問題について党内で本心を隠し、同調者をつのるよう呼びかけた事実も無ければ、被告が真実と信ずるべき相当の理由も無い。

以上